成年後見制度と意思決定支援の現状の整理と今後に向けて

全国手をつなぐ育成会連合会　政策センター委員・「手をつなぐ」編集委員
（社）日本発達障害連盟　ＪＬニュース編集長

又村　あおい

今日お話すること

1　成年後見制度ってなんですか？
2　成年後見制度利用促進法の概要とポイント
3　障害者権利条約から見た成年後見制度、意思決定支援
4　成年後見制度、意思決定支援の現状と課題

成年後見制度って

なんですか？？

2016年（平成28年） ８月２日　大田障害者連絡会公開学習会　資料

成年後見制度の概要

知的障害・発達障害、認知症のある人が社会生活において福祉サービスの契約、お金の管理をはじめ、遺産分割などの**法律行為をする場合に、判断能力が不十分だったり、その契約によってどんな効果が発生するのか、自分の行為の結果の判断ができなかったり、不十分だったりする**場合があります。

成年後見制度は上記のような方々について、本人が所有している預貯金等の財産管理、福祉サービスの契約や施設の入退所、生活に配慮する身上監護などを**本人に代わって法的に権限が与えられた成年後見人等が行う**ことによって、本人を保護し、支援する制度です。

また、成年後見制度にはすでに判断能力が不十分な人に代わって法律行為を行う『**法定後見制度**』と、本人があらかじめ「誰に、どのような支援をしてもらうか」を決めることができる『**任意後見制度**』があります。

法定後見制度と任意後見制度

■法定後見制度
病気や事故などが原因で、**すでに判断能力が不十分な本人に代わって**、法律行為をしたり、被害にあった契約を取消したりする制度です。
本人はすでに契約能力がないため、主体的な制度利用はできません。成年後見制度の申立を行うのはご家族・ご親族　（四親等以内）が行います。判断能力のちがいによって「後見人」「保佐人」「補助人」の三種類があります。

■任意定後見制度
今は元気で判断能力に問題はないが、将来、判断能力が不十分になった場合に備えておくための制度です。この制度の特徴は、本人自身が主体的に自分の判断能力が不十分になったあとの生き方を決められることです。「こんな支援をしてもらいたい」「この施設に入りたい」など、あらかじめ支援してくれる人と支援内容を実現する契約を行う制度です。

法定後見制度の３つの類型

あくまで状態像のイメージです

本人は日常生活に必要な買い物が一人でできる

できない	できる

本人は買い物の時に、1万円札を出したのか、
5千円札を出したのか分からない

わからない	わかる

利用できない

本人自らが後見制度の利用を望んでいる

望んでいる	望んでいない

後見（判断能力がまったくない）	保佐（判断能力が著しく不十分）	補助（判断能力が不十分）
● 支援される本人は「被後見人」、支援する人は「成年後見人」 ● 日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を代わってしたり、必要に応じて取り消します	● 支援される本人は「被保佐人」、支援する人は「保佐人」 ● 申立時に本人が選択した特定の法律行為の代理権や同意権・取消権によって支援する	● 支援される本人は「被補助人」、支援する人は「補助人」 ● 申立時に本人が選択した特定の法律行為の代理権や同意権・取消権によって支援する

成年後見制度の支援の範囲（財産管理と身上監護）

成年後見制度は、財産を管理する（財産管理）ことはもちろんのこと、本人の生活を支えること（身上配慮）も後見人の役割とされています。

財産管理

- 印鑑、預金通帳、現金などの財産の保管
- 預貯金口座の開設、預け入れ、払い戻し、解約
- 不動産の管理、処分収支の管理
- 税金の申告
- 賃地・賃家の管理
- 遺産相続手続き

身上監護

- 日常の見守り
- 家賃の支払い。契約更新
- 医療機関に関する各種手続き
- 福祉サービスの利用手続き

ご本人が好きなこと、人柄などを理解したコミュニケーションが非常に大切

できないこと

- 掃除・家事全般・買い物
- 医療行為の同意
- お葬式、死後の手続き
- 結婚、養子縁組の代理や取消
- 遺言作成
- ご本人の利益に反すること（利益相反行為）

「親族後見」と「第三者後見」のちがい

成年後見制度には大きく分けて「親族後見」と「第三者後見」があります。
親族後見は「親族、家族」が後見人です。第三者後見は「専門家後見（法律家や社会福祉士など）」「法人後見（認知されている法人）」「市民後見（一般市民）」を指します。

	親族後見	第三者後見（専門家後見、法人後見、市民後見）
コスト支援	実質ゼロ。コストが安いわりに、行き届いた身上監護が可能	コストはかかるが、法律・福祉の専門的サポートが受けられる
後見人選定	比較的容易 （家族・親族なので選びやすい） ＊一方で、家族・親族からの反対があると後見人候補者の希望が通らない場合が多い	誰が後見人になるかわからならい （家裁に候補の希望は出せる）
本人との関係	本人との関係性が強いので安心。一方で、公私混同しがちで、精神的不安も大きい	本人との関係性の構築に時間がかかる。一方で法律・福祉の専門家という安心感がある
死後	死後の葬儀、相続人が行える	後見業務は本人がご健在の間しか役割を持たない（死後事務は別契約）

法定後見制度の申立てについて

申立てはどこにするのですか？

➡ 本人の住所地を管轄する家庭裁判所です

申立ては誰にでもできるのですか？

➡ 申立てできるのは本人、配偶者、四親等以内の親族だけです。その他にも市町村長が申し立てることも可能です

申立てに必要な書類は何ですか？

➡ ・親族関係図・申立書・本人の戸籍謄本、住民票・本人の診断書（愛の手帳、療育手帳）・後見人候補者の戸籍謄本、住民票・本人の登記されていないことの証明書・申立事情説明書・本人、親族の同意書・後見人等候補者事情説明書・本人の財産目録・本人の収支状況報告書・本人の財産目録及び収支状況報告書

重要

申立てをすると家庭裁判所の許可がなければ取り下げることができません。例えば、希望する成年後見人等に選任されそうにないという理由では、取り下げは認められません。

成年後見制度の申立てにかかる金額

＜費用＞ ＊都内のある司法書士事務所の場合

法定後見人選任申立手続き	12万円	別途申立の実費約１万円
後見人に就任している方の後見人業務サポート・裁判所への報告	5万円	事務報告書作成サポート 財産目録・収支報告書等の作成
任意後見契約の締結	12万円	ライフプラン作成や公正証書作成 別途、公正証書作成手数料
任意後見監督人選任申立手続	5万円	

法定後見	本人の財産状況や後見人等の事務内容を考慮して、家庭裁判所が決定。目安となる額は、月2万円（預貯金・有価証券などが1000～5000万の場合は月3～4万、5000万以上の場合は月5～6万）
任意後見	『本人』と受託者との契約で決定。一般的には月3～5万円と言われています。また、不動産を売却した際の別途報酬について契約する場合もあります。また、任意後見契約には、必ず任意後見監督人が選任されます。監督人の報酬も支払う必要があります

成年後見制度利用促進

法の概要とポイント

2016年（平成28年） ８月２日　大田障害者連絡会公開学習会　資料

利用促進法の概要（目的）

1. 成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
2. 認知症や知的障害などにより判断力が十分でない人を社会全体で支えあう
3. 高齢社会への対応、共生社会の実現に向けた重要手段だが活用されていないことへの対応
4. 成年後見制度利用促進会議、成年後見制度利用促進委員会を設置

利用促進法の概要（理念）

１　ノーマライゼーション

成年後見を利用する人も基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられる

２　自己決定権の尊重

本人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、自発的意思が尊重される

３　身上の保護の重視

財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われる

４　成年後見制度の利用の促進

利用ニーズの把握と市民後見人の育成推進

５　成年後見制度の利用に関する体制の整備

家庭裁判所、関係行政機関、民間団体の役割分担による体制整備

利用促進法の概要（基本方針）

１　３類型が適切に選択されるための方策検討

保佐、補助類型の利用を促進するための方策について検討し、必要な措置を講じる

２　権利制限に係る制度の見直し

後見類型によって生じる制限が設けられている制度について検討し、必要な見直しを行う

３　医療、介護等を受ける際の意思決定

後見人等の事務範囲を含め検討し、必要な措置を講じる

４　本人死亡後における事務範囲の見直し

後見人等の事務範囲について検討を加え、必要な見直しを行う

５　任意後見制度の積極的な活用

成年後見制度の利用状況を検証し、利用促進の措置を講じる

利用促進法の概要（基本方針）

６　需要に応じた利用の促進

需要の把握、必要な情報の提供、相談の実施、市町村長による後見開始、保佐又は補助請求の積極的な活用などを行う

７　成年後見人等となる人材の確保

いわゆる市民成年後見人研修の機会の確保、報酬の支払の助成など支援の充実を図るために必要な措置を講じる

８　成年後見等実施機関の活動に対する支援

成年後見等実施機関が活用されるための仕組みを整備する

９　関係機関等における体制の充実強化

家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講じる

利用促進法の概要（基本方針）

10　関係機関等の相互の緊密な連携の確保

関係機関の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定など必要な措置を講じる

基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じる（法律上の予算提示は７，０００万円）
年１回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況を公表

利用促進法の概要（計画）

1. 成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定
2. 基本計画には次の事項を定める

★　成年後見制度の利用の促進に関する目標

★　成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

★　そのほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

利用促進法の概要（組織）

1. 「成年後見制度利用促進会議」と「成年後見制度利用促進委員会」を設置
2. 促進会議は、内閣総理大臣が会長、構成員は内閣官房長官、特命担当大臣、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、関係行政機関の長
3. 促進委員会は委員１０人以内、委員は成年後見制度に関して識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命

利用促進法の概要（自治体）

1. 市町村は成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画の策定、成年後見等実施機関の設立等に係る支援、成年後見制度の利用の促進に関する審議会の設置
2. 都道府県は人材の育成、市町村に対する必要な助言
3. ただし、いずれも努力義務で義務規定ではない

障害者権利条約から

見た成年後見制度、

意思決定支援

2016年（平成28年） ８月２日　大田障害者連絡会公開学習会　資料

障害者権利条約の関連規定

【第十二条】

（法律の前にひとしく認められる権利）

・障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。

・障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

・法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。

・障害者が財産を所有することの平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置を取り、その財産を恣意的に奪われないことを確保する。

障害者権利条約の関連規定

【第十九条】
（自立した生活及び地域社会への包容）
・締約国は・・全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認める・・
・障害者は・・居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わない・・

障害者権利条約の関連規定

【第二十九条】
（政治的及び公的活動への参加）
・他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができることを確保する
・選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。

障害者基本法において規定された意思決定支援

【第二十三条】
国及び地方公共団体は、**障害者の意思決定の支援に配慮**しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。（下線部と強調は又村による）

総合支援法の中でも強調された意思決定支援

1. 国会議論の中で、意思決定支援を強調する方向に法案修正
2. 支援事業所の責務、相談支援事業所の責務に「障害者の意思決定の支援に配慮」という一文を追加
3. あわせて、知的障害者福祉法、児童福祉法にも意思決定支援への配慮（児童については子どもと保護者）を追加

総合支援法における規定

総合支援法　第４２条第１項
（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに・・（以下略）

総合支援法における規定

総合支援法　第５１条の２２
（指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務）

指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに・・（以下略）

成年後見制度、意思

決定支援の現状と課題

2016年（平成28年） ８月２日　大田障害者連絡会公開学習会　資料

権利条約・総合支援法の理念

- 障害権利条約においては、「どこで誰と生活するかを選択する機会」や、「地域生活に必要な在宅サービス、居住サービスの利用機会の保障」などを規定
- 障害者総合支援法においては、「共生社会の実現」「可能な限り身近な地域で支援を受けられる」などの理念規定あり

地域における暮らしを支援する理念

障害者基本法で
注目したいもう１つの規定

【第三条関係】
全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない。（下線部は又村による）

生活の選択機会が確保されても、
意思決定の支援が担保されなければ
意味がない。両者は表裏一体の関係

意思決定支援って何だ？

1. 意味としては、障がいのある人の「意思」を「決定」するための「支援」
2. 知的、発達障がいのある人や認知症の人にはとりわけ大切な支援といえる
3. ただし、「意思決定支援」の明確な定義はなされておらず、今後議論が必要

法定化されたことも踏まえて、障がいのある人や家族、支援者などが積極的に議論することが重要

意思決定支援って何だ？

一般的に「意思を決定する」ことを考えてみると・・

①　決定を下支えする十分な体験や経験（決定する経験）があり

②　決定に必要な情報の入手・理解（統合）・保持・比較・活用がなされ

③　決定した意思が表出、実行できるという流れが想定される

意思決定支援って何だ？

1. 前スライドで整理した流れを、知的・発達障がいのない人は日々の生活で自然に繰り返している
2. これを知的、発達障がいのある人は、流れの１つ１つに支援を要する（可能性が高い）ことが分かる
3. 今まで周囲の人々は「意思決定に支援が必要　＝　自分では決められない」と捉えていなかっただろうか？

意思決定支援って何だ？

①　決定を下支えする十分な体験や経験（決定する経験）があり

→　いわゆる「意思形成支援」

②　決定に必要な情報の入手・理解（統合）・保持・比較・活用がなされ

→　いわゆる「意思決定支援」

③　決定した意思が表出、実行できる

→　いわゆる「意思実現支援」

重度の障がいのある人であっても、必ず「意思」あるいは「考え」や「気持ち」があり自分で決めることができる可能性を秘めています。
それをどのように支援できるか・・と考えるのがポイントといえます。

Ｘ・Ｙのステージ（仮）

整理の途中ですが、参考まで・・

1. 本人の意思決定そのものを支援するステージ【Ｘ１：本人意思決定】
2. 本人の意思をできるだけ多面的に（関わる人との関係性には影響されつつ）類推して、共同で意思を決めていくステージ【Ｘ２：共同意思決定】
3. Ｘ１、Ｘ２は、柔軟かつ連続的

Ｘ・Ｙのステージ（仮）

1. 日常的な福祉サービスの利用や日用品の売買などを決めるステージ【Ｙ１：日常的な決定】
2. 人生を左右するような暮らしの方向や高額売買などを決めるステージ【Ｙ２：重大決定】
3. Ｘ、Ｙ軸で構成される、連続する４面のステージ（ただし、Ｚ軸も含めた３次元モデルになるのでは）

Ｘ・Ｙの２ステージ

1. Ｚ軸に当てはまるものはいろいろ考えられるが、可変項目として決定する事項に応じて整理する方法も
2. 特に、Ｘ２のステージにおいては共同決定に際して「ベストインタレスト」の考え方が重要となる
3. いずれにしても、Ｘ、Ｙは可変流動的なものであり、個別性や時点変動性も高いことを前提に

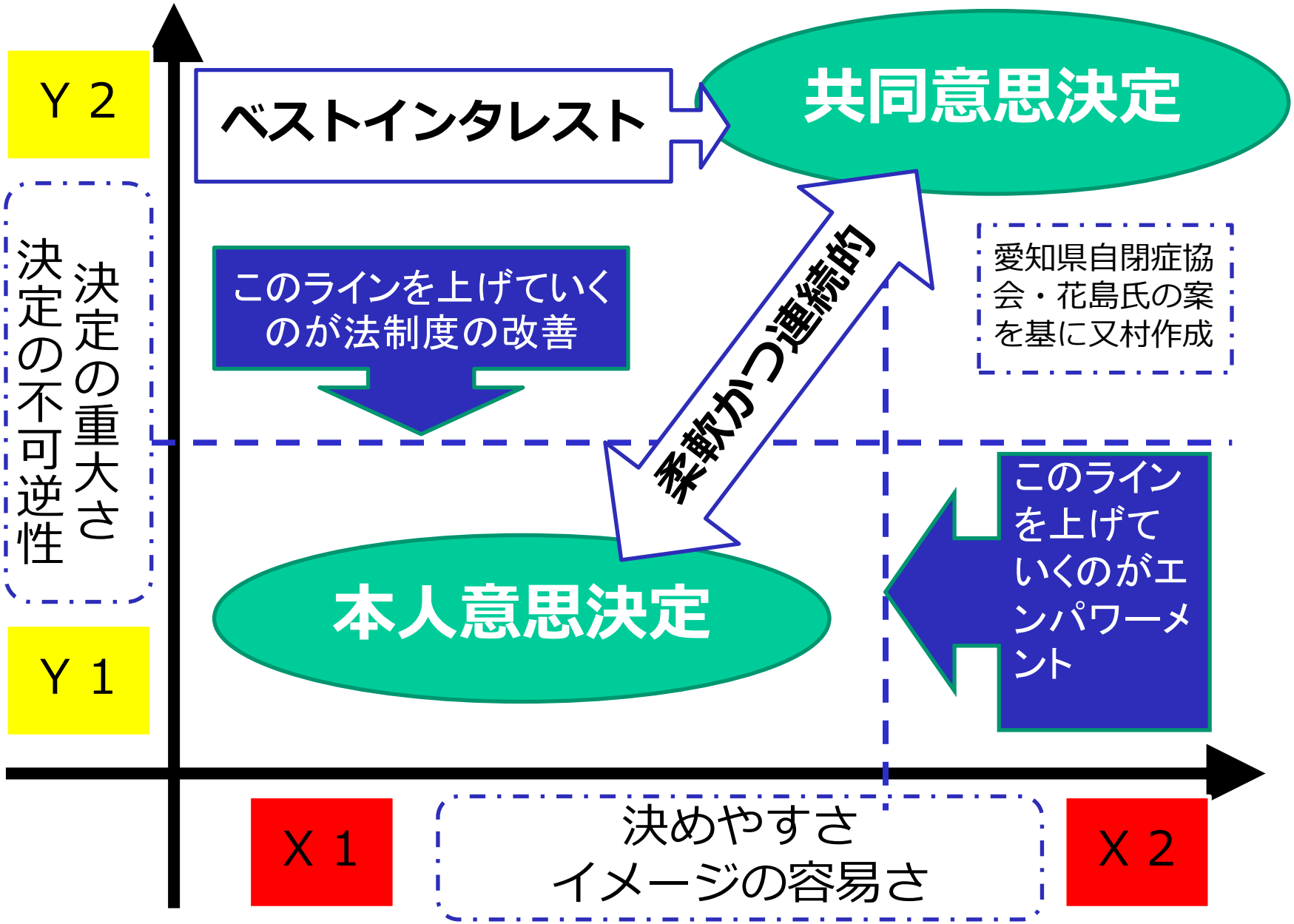
Ｙ２
ベストインタレスト
共同意思決定
決定の重大さ
決定の不可逆性
このラインを上げていくのが法制度の改善
柔軟かつ連続的
愛知県自閉症協会・花島氏の案を基に又村作成
本人意思決定
このラインを上げていくのがエンパワーメント
Ｙ１
Ｘ１
決めやすさ
イメージの容易さ
Ｘ２

ベストインタレストとは

1. 「本人にとっての最善の利益」と訳される考え方のこと
2. 本人が（支援を得ながら）自らで意思決定するにせよ、周囲の人と共同決定するにせよ、本人の意思・意向を覆すような決定には相当の理由が必要
3. 特に共同決定に関わる支援者（相談支援従事者）には必須で求められる

イギリスの意思決定能力法では

以下の「５大原則」を掲げている

1. 意思決定能力存在の推定の原則
2. エンパワーメントの原則
3. 不合理意思決定自由の原則
4. ベスト・インタレストの原則
5. 必要最小限の介入の原則

原則の１つに過ぎない点に注意

意思決定能力法５大原則

意思決定能力存在の推定の原則

意思決定能力を有していないという確固たる証拠がない限り、意思決定能力があると推定されなければならない

エンパワーメントの原則

自ら意思決定を行うべく可能な限りの支援を受けたうえで、それが功を奏しなかった場合のみ、意思決定ができないと判断される

不合理意思決定自由の原則

客観的には不合理にみえる意思決定を行ったということだけで、本人には意思決定能力がないと判断されることはない

意思決定能力法５大原則

ベスト・インタレストの原則

意思決定能力がない（と法的に判断された）本人に代わって行為をなし、あるいは意思決定をするにあたっては、本人のベスト・インタレストに適うように行わなければならない

必要最小限の介入の原則

さらに、そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由を制限する程度がより少なくてすむような選択肢が他にないかが考慮されなければならない

ベストインタレストありき、ではない

ベストインタレストの７項目

1. 本人の年齢や外見、状態、ふるまいによって判断を左右されてはならない
2. 当該問題に関係すると合理的に考えられる事情については、全て考慮した上で判断しなければならない
3. 本人が意思決定能力を回復する可能性を考慮しなければならない

ベストインタレストの７項目

4. 本人が自ら意思決定に参加し主体的に関与できるような環境を、できる限り整えなければならない
5. 尊厳死の希望を明確に文書で記した者に対して医療処置をしてはならない。他方、そうした文書がない場合、本人に死をもたらしたいとの動機に動かされて判断してはならない。安楽死や自殺幇助は、認められない

ベストインタレストの７項目

6. 本人の過去現在の意向、感情、信念や価値観を考慮しなければならない
7. 本人が相談者とした者、家族・友人などの身近な介護者、法定後見人、任意後見人等の見解を考慮に入れて、判断しなければならない

これらの条件を適切に満たした共同決定は、結果が不本意なものになっても免責

主観的ベストインタレスト

- 客観的福祉とは一線を画し、本人の幸福感（主観的福祉）を積極的に評価する考え方
- 他方で、本人の意思の尊重を、あくまで本人が欲している決定が合理的である場合に限定し、そうであると認められない場合には客観的保護を優先させた解釈論をとる立場もある（客観的福祉主義）

ＩＭＣＡという組織もある

1. 第三者代弁人（＝IMCA：Independent Medical Capacity Advocate）は、本人に代わってサービス提供者（具体的には健康サービスや社会保障サービスの給付主体である行政等）に対して、その状況下における「ベスト・インタレスト」を表明
2. 意思決定の妥当性を判断する「保護裁判所」にも意見表明が可能

とはいえ実際には

1. 止めざるを得ないときには、いかに本人の意思が強くても止めなければならないこともある
2. いわゆる「愚行権」との関係で、規範性や身体危険性、あるいは経済性などをどの程度まで勘案すべきなのか
3. 意思決定「支援」である以上、合理的決定を支援する必要もあるのでは

成年後見と意思決定支援に関する制度上の論点

1. 現行の成年後見制度は意思決定支援より代行決定を重視していないか？
2. 本人が意思決定しやすい環境整備（さまざまな経験や分かりやすい情報提供など）が不足していないか？
3. 保護者や家族への支援が不十分なことが「親による代行決定」を引き起こしてはいないか？

日本の成年後見制度は・・

1. 外形上の権限付与範囲は広く、強い
2. しかし平成１１年の民法改正時には、それまでの「禁治産」を抜本改正し、「自己決定権の尊重」「残存能力の活用」などを基本理念とした
3. 民法８５８条は代理権や取消権の行使に当たり、本人が自ら決定できる能力を有している可能性（心身の状態）を考慮している

日本の成年後見制度は・・

身上配慮義務（民法８５８条）
成年後見人は、成年被後見人の生活、療養監護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

4. 後見人の代行決定に際して、ベストインタレストを求める規定、必要最小限に留めることを求める規定なし
5. 現行でも意思決定能力法に近い運用は可能とする意見も（法政大学菅教授）

国際育成会連盟の意見書

1. 2008年に採択され、主にヨーロッパ法を前提としたもの
2. 幼児期、学齢期からの意思決定に関するエンパワメントが必要
3. 意思決定支援は専門家集団によってのみ行われるのではなく、インフォーマルな人間関係も重視すべき
4. 既存の権利保護システムを活用する

国際育成会連盟の意見書

5. 伝統的な成年後見システムから、「支援つき意思決定支援」を主流とする
6. 意思決定を支援する者は（立場を問わず）登録制とする
7. 意思決定支援に関する争いを解決する公的機関を設置する
8. 意思決定するために必要なコミュニケーションツールを開発する

【参考】意思決定支援（自己決定・自己選択への支援）とは

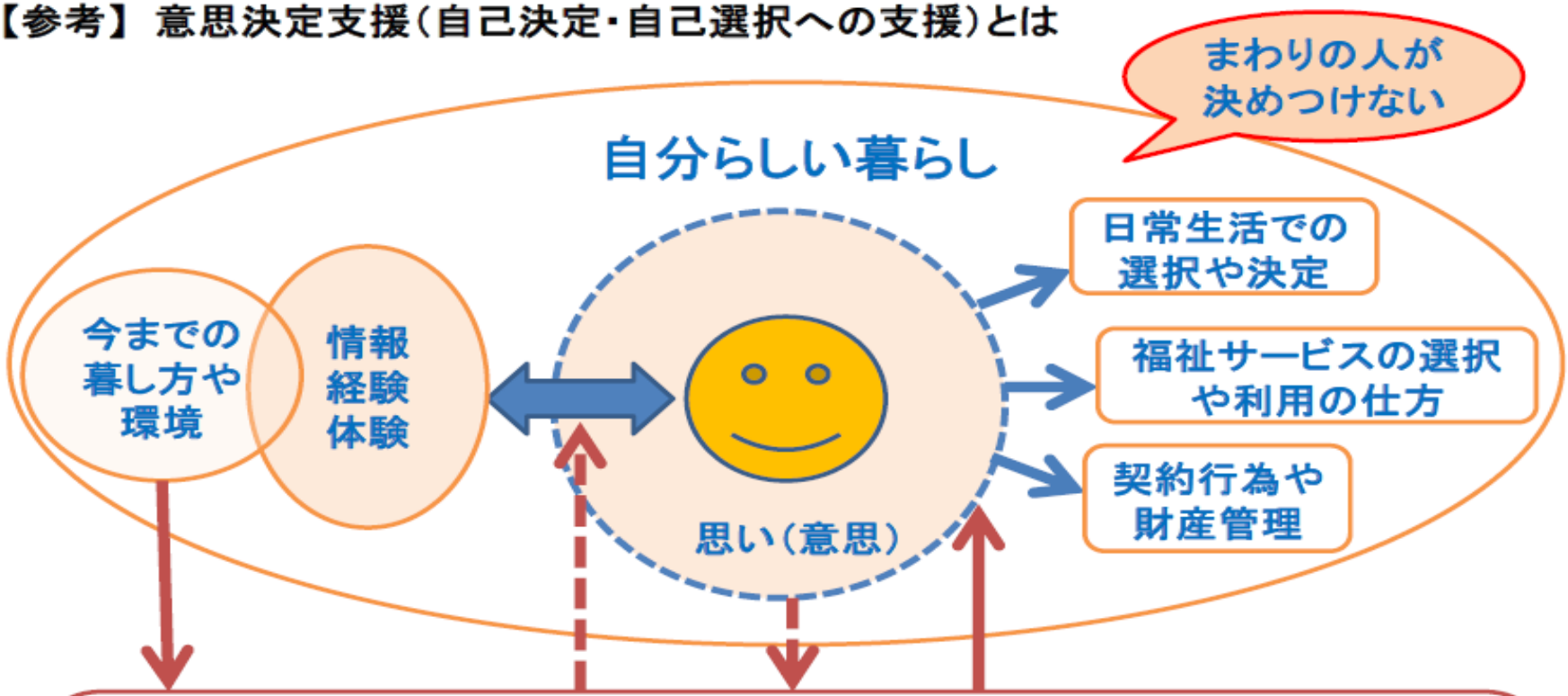

意思決定支援

〇本人の思い（意思）の実現と本人にとって最善の利益という視点

〇自分の意思をうまく表現することが困難な人の意思決定支援
本人と支援者や家族、かつての支援者などが一緒になって、本人の成育歴やそれまでの暮し方、環境などの情報を踏まえ、本人の意思を決定していく。（共同決定）

〇意思決定支援はハビリテーションやエンパワメントの一環
意思決定支援によって、主体性の形成など成長が期待され、自分らしい暮らしが実現されていく。それはハビリテーションやエンパワメントの一環ともいえる。

全日本育成会　大久保顧問　私案

2016年（平成28年）８月２日　大田障害者連絡会公開学習会　資料

意思決定支援・今後の見通し

1. 障害者総合支援法の３年後見直しにおいては、「障害者の意思決定支援・成年後見制度利用促進の在り方」について議論
2. 基本的な考え方として、相談支援をはじめとした障害福祉サービスの提供において当然に考慮されるべきもの、特別なサービス等とし位置付けるような性質のもではない、と整理

意思決定支援・今後の見通し

3. 今後の方向性として、「意思決定支援ガイドライン」の策定を目指すことが示された
4. 意思決定支援の定義や、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等伝達）等を取りまとめる予定
5. 形式的な運用にならないよう、留意

意思決定支援・今後の見通し

6. ガイドラインの作成後は、障害福祉サービス事業者や成年後見制度に関わる者などと共有し、ガイドラインを用いた研修などを実施
7. 障害福祉サービスの具体的な内容要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化

今後のガイドライン作成に注目

意思決定支援ガイドライン（案）の概要

平成26年度障害者総合福祉推進事業
「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究事業」

意思決定支援の定義

意思決定支援とは、知的障害や精神障害（発達障害を含む）等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障害者を支援する者（以下「支援者」と言う。）が行う支援の行為及び仕組みをいう。

意思決定を構成する要素

1　障害者の態様（好み、望み、意向、障害の特性等）
2　意思決定の内容（領域）
（1）生活の領域（食事、更衣、移動、排泄、整容、入浴、余暇、社会参加等）
（2）人生の領域（住む場所、働く場の選択、結婚、障害福祉サービスの利用等）
（3）生命の領域（健康上の事項、医療措置等）
3　人的・社会的・物理的環境等（関係者が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているか、慣れ親しんだ場所か等）

意思決定支援の基本的原則（イギリスの2005年意思能力法の5大原則を参考）

1　能力を欠くと確定されない限り、人は、能力を有すると推定されなければならない。
2　本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法は功を奏さなかったのでなければ、意思決定ができないとは見なされてはならない。
3　人は、単に賢明でない判断をするという理由のみによって意思決定ができないと見なされてはならない。
4　意思決定能力がないと評価された本人に代わって行為をなし、意思決定するにあたっては、本人のベストインタレスト（最善の利益）に適するように行わなければならない。
5　そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由を制限する程度がより少なくてすむような選択肢が他にないか、よく考えなければならない。

意思決定支援における合理的配慮

1　本人の年齢、障害の態様、特性、意向、心情、信念、好みや価値観、過去から現在の生活様式等に配慮する。
2　意思決定支援を行うにあたっては、内容についてよく説明し、結果を含めて情報を伝え、あらゆる可能性を考慮する。
3　本人の日常生活、人生及び生命に関する領域等意思決定支援の内容に配慮する。
4　本人が自ら参加し主体的に関与できる環境をできる限り整える。
5　家族、友人、支援者、法的後見人等の見解に加え、第三者の客観的な判断が可能となる仕組みを構築する。

意思決定支援における留意点

1　意思決定と情報
・決定を行うに当たって必要な情報を、本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう提供すること。
・本人が自己の意思決定を表出、表現できるよう支援すること。
・本人が表明した意思をサービス提供者等に伝えること。
・本人の意思だと思われるものを代弁すること。
2　情報提供の留意点
・本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解すること。
・できるだけ解りやすい方法、手段にて情報を伝える（手話、伝達装置、絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等含む）
・情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行う。
・予測される副次的出来事（リスクも含む）について伝える
・決定の結果についての責任を伝える。
3　意思決定支援における最善の利益の判断
・事案について、複数の決定によるメリットとデメリットを可能な限り挙げて相互に比較検討して結論を導くこと。
・事案の決定について、どちらか一つということでなく二つを融合して一つ高い段階において決定を図っていくこと。
・本人にとって、自由の制限がより少ない方法を選択すること。

意思決定支援ガイドライン（案）の概要（各論）

1 障害福祉サービス事業所等における意思決定支援の考え方

（1）意思決定支援と代弁者

重度の知的障害者等は、支援者が本人にとって最善の利益を考え判断することしかできない場合もある。その場合は、事実を根拠として本人の意思を丁寧に理解し、代弁する支援者が求められる。これらの者がいない場合には、基幹相談支援センターの相談員等が、本人を担当する相談支援専門員とは別に第三者の代弁者となることができる。

（2）日常の支援場面における意思決定支援

障害福祉サービス等の職員は、利用者に対する直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。本人の意思の確認に基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の根拠をもった意思決定支援に役立てることができるため、記録の仕方や内容について、意思決定支援の観点から検討することが有用である。

（3）大きな選択に係る意思決定支援

「人生の大きな選択」などの場面における意思決定支援は、本人の意思確認を最大限の努力で行うことに加え、本人に関わる関係者が集まり、現在及び過去の本人の日常生活の場面における表情や感情、行動などの支援機関における記録等の情報やこれまでの生活歴、人間関係等様々な情報を交換し判断の根拠を明確にしながら、より自由の制限の少ない生活への移行を原則として、本人の最善の利益の観点から意思決定支援を進める必要がある。

これらの場面において、本人の支援に関係する者や代弁者等の参加により意思決定支援会議を開き、意思決定支援の内容や結果と判断の根拠を記録しておくことが必要である。

2 意思決定支援の仕組み

（1）意思決定支援の責任者の配置・・・意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援のための会議を企画・運営し、事業所内の意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者との兼務も考えられる。

（2）意思決定支援計画の作成・・・・・・・障害者の意向、・好み、障害の態様や特性、意思決定の内容及び人物・物理的環境、意思決定支援の原則等に十分配慮して行うことが必要。計画は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、それぞれの意思決定の内容を改善していくことになる。

3 意思決定支援のプロセス

（1）アセスメント・・・・・本人の状態、決定する内容、その人的・物理的環境等を適切に把握。利用者の決定能力、自己理解、心理的状況、意向や好み、望み、これまでの生活史、将来の方向性を含め多角的かつ客観的に把握すること。

（2）意思決定支援計画の作成・・・・アセスメントの結果、個別支援計画やサービス等利用計画等の情報から課題及びニーズを整理した上で、個別の意思決定支援計画を作成すること。

（3）意思決定支援の実施・・・・・プログラム等により具体的に意思決定支援を実施。特に支援開始時・終了後の職員間での意思の疎通・情報の共有を十分図ることが大切。また、実践をフィードバックして知見を集積し、整理することにより意思決定支援の標準化を図ることも重要。支援の経過・状況・結果等については記録として残すこと。

（4）実施状況の把握（モニタリング）・・・・・意思決定支援の実施状況の把握（モニタリング）を適宜行い、必要に応じて意思決定支援計画の変更（修正）を行う。

（5）意思決定支援実施の評価とフォロー・・・・・意思決定支援後における評価とフォローについては、意思決定後の本人の状態、状況の変化について把握するとともに、本人の生活や人生がどのように変わり、本人の満足度を含めた評価を行うことが重要である。

7

4　意思決定支援会議の開催

意思決定支援責任者は、個々の利用者のための意思決定計画の作成、事業所内における意思決定支援の仕組みの構築、自立支援協議会等外部機関等の連携の情報の共有のために、意思決定支援会議の企画及び運営を効率的に行う役割がある。その際、本人及び保護者が意思決定支援会議に参加できるよう説明を行うとともに必要な支援を行う。

5　職員の知識・技術の向上

（1）意思決定支援責任者及び職員等の知識・技術の向上

意思決定支援責任者及び職員の知識・技術の向上は、意思決定支援の向上に直結するものであり、意思決定支援責任者及び職員の理念的理解、基本的態度の醸成並びに知識・技術の向上への取り組みを促進させることが重要である。

（2）研修受講機会等の提供

意思決定支援責任者及び職員の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6　利用者と保護者等に対する説明責任等

・利用者と保護者に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。
・事業所においては、利用者及び保護者等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる必要がある。
・関係機関等に利用者又はその家族等に関する情報を提供する際は、同意を得ておかなければならない。

7　意思決定支援における連携

（1）相談支援事業との連携・・・・・サービス担当者会議に参画する意思決定支援責任者は、サービス等利用計画（案）や個別支援計画に連動した意思決定支援計画を念頭に置いて、利用者の最善の利益の観点から意見を述べることが重要。
（2）学校との連携・・・・・児童の生活、発達支援の連続性を確保するために、学校との連携を積極的に図る必要がある。児童の意思決定に関して学校との間で情報を共有しておく必要がある。
（3）医療機関等との連携・・・・・医療的なケアに関する意思決定支援の必要が生じることを考慮して、主治医等との連携体制を整えておく必要があることから、普段から障害特性の理解や障害特性に応じた意思決定支援方法に関して共通理解を図っておくこと。
（4）自立支援協議会との連携・・・・・地域における意思決定支援の仕組みを構築していくために（地域自立支援）協議会権利擁護部会等へ積極的に参加する。
（5）成年後見人等との連携・・・・・後見人、保佐人、補助人等は、意思決定支援に関するチームの一員としてその役割を果たしていくことが重要。
（6）当事者団体等との連携・・・・・本人の意思決定をエンパワメントする観点から、当事者団体のメンバーからの支援を積極的に活用することも重要。

8　意思決定支援における危機管理

意思決定支援に際して生ずるリスクに対して、危機管理（リスクマネジメント）の観点から対応していくことが必要である。

※「意思決定支援ガイドライン（案）」の全文が記載された報告書は、厚生労働省ホームページの「平成26年度障害者総合福祉推進事業　実施事業一覧」「指定課題番号4　意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究」（公益社団法人日本発達障害連盟）に掲載。
（URL）http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049574.html

意思決定支援と成年後見制度を結びつけるとすれば・・

1. 総合支援法３年後見直しの議論でも、残念ながら成年後見制度の運用については踏み込めず（そもそも民法は法務省の所管）
2. 理想は民法改正だが、ドラスティックな対応は極めて困難
3. 意思決定支援に関する法制度を独自に立て、民法と接続が現実的か

そしてもう１つ・・

1. 「意思決定支援」は、障がいのある人だけが必要なものではありません
2. その同心円には、認知症などの疾病を有する人、薬物などが理由で十分な意思表示ができないなどが考えられます
3. 一方で、日本の文化風土にマッチした意思決定支援のあり方も模索する必要があります（「お任せ」寿司がある国の意思決定支援とは？）

ご清聴
ありがとう
ございました

ご参考まで・・（その１）

○　全日本手をつなぐ育成会
　これまでの社会福祉法人から、運動体として生まれ変わります。

http://zen-iku.jp/

または、「全日本手をつなぐ育成会」で検索していただくとたいがいはトップで表示されます。

ご参考まで・・（その２）

○　あたらしいほうりつの本

又村が書いた初めての単行本が出ました！
できるだけ読みやすく、障害福祉サービスや年金・手当などの概要や手続きのながれを解説しています

お求めは、（公財）日本発達障害連盟、または書店「すぺーす９６」のホームページから！